

十六日夕方所轄大牟田警察署に到り其の援助を求め、同夜前記演説會終了後人夫側交渉委員十三名を自宅に招き、人夫供給組合長の立場より本件解決に努力するとて種々接衝を重ねたる結果次の條件を以て漸やく解決せり。

解決條件

- 1、指定夫を職工に引揚げそれ以外の者は定夫に採用する様努力する。
- 2、争議期間の賃金として一人に付金七圓を支給す。
- 3、争議費用として金四百圓を支給す。
- 4、争議犠牲者として五名を餉首し右五名に對しては一人に付百圓宛支給す。

以上

右條件を以て解決したるが之れに先立たち争議會員の希望を

無視し争議繼續を主張した。指導者たる社大黨大牟田支部長阿部本郎支部長、争議團幹部某の三名は其の賣動公安を誓するものなりとして右演説會終了後檢束處分に附せられたのである。

越へて二十七日解決條件に依る請手當の支給を受けたる争議團員は同日夕刻解散せり。